

ご注意

こんなことはありませんか？

No. 1 訪問販売^{はんばい}

役場、消防署などの公の機関を名のって、訪問販売をする者がいます。

【事 例】

ある日突然^{とつぜん}「消防署の方から来ました」といって、見るからに消防署員のような服装をした男性が訪問してきた。

『法律で一般家庭^{いっぱん}にも住宅用火災報知器の設置が義務付けとなりました。今この地区に火災報知器^{すす}を販売・設置しにまわっています』といっって機器の設置を勧められた。

(ここに注意を！)

○役場、消防署などの公的な機関が直接に家庭を訪問して機器の販売や設置をすることはありません。

○本当に必要なものであっても、訪問販売は高額なものを売りつけられる場合があります。一度は断って、他の人に相談するなどしてから考えましょう。

(契約^{けいやく}をしてしまったら・・・)

訪問販売で購入^{こうにゆう}した場合は契約書面の交付日^{ふく}を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）をすることができます。早めに役場町民生活課または、消費生活センターなどにご相談ください。

【お問い合わせ先】

町民生活課 TEL.64-3781

消費生活センター TEL.34-2648

■ 病児・病後児保育利用のご案内 ■

小さなお子さんが病気または病気の回復中、仕事の都合などで家庭での保育が難しい場合にお子さんを1日単位でお預かりします。

【お預かりするお子さん】 0歳から小学校3年生までのお子さん

【病児・病後児保育施設^{しせつ}】 病児看護センターベアーズデイサービス^{えのきはら}

住 所 米子市榎原1889-6 (谷本こどもクリニック横)

電 話 0859-26-5599

保育時間 月～金曜日 8時30分～17時30分

土曜日 8時30分～15時

【利 用 料】 1人1日あたり2,500円

(デイサービスセンターでお支払^{しはら}いください)

【利 用 方 法】 ①谷本こどもクリニックの受付で利用をお申し出ください。

②医師の診断^{しんだん}後、受け入れが決定されます。

(診察^{しんさつ}には医療費^{いりょう}がかかります。保険証をご持参ください)

【お問い合わせ先】 町民生活課子育て支援室 (TEL 66-3116)